



3 権利擁護の取り組みの充実



大阪市においては、すべての人の権利を尊重しつつ、自己実現・自己決定を支援する取り組みを進めています。

しかしながら、高齢者や障がい者、児童に対する虐待の相談件数が増加するなど、個人の権利、利益が侵害され、安心安全な生活が脅かされている現状があり、虐待防止に関する取り組みをさらに推進します。

また、認知症や知的・精神障がいにより判断能力が低下した人が、地域で自分らしく安心して暮らすために、成年後見制度の利用促進に関する取り組みを推進します。

3-1 虐待防止に向けた地域連携の推進

(1) 現状と課題 ● ● ● ● ● ● ● ●

虐待は重大な権利侵害であり、自らの権利を主張しにくい立場にある、高齢者や障がい者、児童の権利利益を擁護していくためには、虐待の防止や早期発見及びその適切な対応について、さまざまな取り組みを実施していくことが重要です。

虐待防止については、虐待を受ける人の属性により虐待者や状況が異なるため、それぞれの特性に応じて対策を講じる必要がありますが、共通しているのは被虐待者が自らSOSを発信できない、あるいは発信が難しい状況にあることから、すべての人が虐待防止の意識をもち、身近な虐待の兆候にいち早く気づき、適切な機関に相談・通報することが重要であるということです。

しかしながら、現在の虐待相談の経路は、本来、虐待を早期に発見できる立場にある地域住民からよりも、警察や福祉・教育等の関係機関が多くなっていることから、虐待についての知識・理解の普及啓発に取り組むとともに、虐待を未然に防止し早期に発見するために、地域において情報を共有し、連携協力できるネットワークの構築が必要です。

また、施設従事者等に対して、研修や事例検討会・講演会等を行い、意識の向上を図る必要があります。

さらに、虐待対応に関する法的権限と責務を有する行政職員については、専門性の向上が求められています。

(2) 取り組み目標 ● ● ● ● ● ● ● ●

虐待を未然に防止し早期に発見するために、地域において虐待についての知識・理解を深めるとともに、地域住民、警察や福祉・教育等の関係機関、行政機関が連携して支援できるようネットワークの構築を進めます。

また、施設従事者に対して研修等を行い、虐待防止の意識の向上を図ります。

① 地域における虐待についての知識・理解の普及啓発

虐待を早期に発見できる立場にある地域の人々が虐待についての知識・理解を深めるため、すべての年齢層の地域住民、高齢者や障がい者、児童に関わる機会のあるあらゆる関係機関を対象に、相談・通報（児童虐待については通告）・届出先等、窓口周知の徹底を目的に、普及啓発を行い、虐待は、重大な権利侵害であること、地域での関わりが虐待の未然防止・早期発見につながることを広く周知します。

・高齢者、障がい者虐待

引き続き地域の課題に即した講演会や研修等を実施するとともに、虐待の相談窓口等を広く周知するためのポスターやチラシを作成・配布します。

・児童虐待

引き続き、虐待の相談窓口等を広く周知するためのポスターやチラシの作成・配布等を行うとともに、特に 11 月を児童虐待防止推進月間とし、重層的な広報活動などに取り組みます。（オレンジリボンキャンペーン）

② ネットワークの構築

虐待事例の支援に対して適切かつ迅速に対応するためには、地域住民、警察や福祉・教育等の関係機関、専門職等の関係団体、行政機関の連携は非常に重要です。

・高齢者、障がい者虐待

高齢者と障がい者の虐待防止連絡会議において、関係機関が高齢者、障がい者を取り巻く状況や考え方を共有し、機能するよう連携協力します。

・児童虐待

要保護児童の早期発見や適切な保護・支援を図るための要保護児童対策地域協議会において、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関する職務に従事する人、その他関係者が、児童虐待に関する情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで対応します。

③ 施設従事者等の意識の向上

介護保険サービス・障がい福祉サービス事業者等への集団指導において、施設従事者等の通報義務を周知徹底します。

また、虐待を未然に防止する予防的取り組みとして、実地指導を通じて、不適切なケア・不適切な施設運営等への指導を強化するなど、将来の虐待の芽を摘むために取り組むとともに、施設従事者の意識の向上を図ります。

④ 虐待対応に従事する行政職員の専門性の確保

虐待対応において、適切かつ迅速に対応するため、職員の経験年数に応じた階層別研修等を行います。

・高齢者、障がい者虐待

高齢者虐待の対応を担当する区役所職員及び地域包括支援センター、総合相談窓口職員、障がい者虐待の対応を担当する区役所職員及び障がい者基幹相談支援センター職員それぞれを対象とする研修、事例検討会等を計画的に実施します。

・児童虐待

児童虐待の対応を担当する区役所職員及びこども相談センター職員に対する研修を計画的に実施します。

3-2 成年後見制度の利用促進

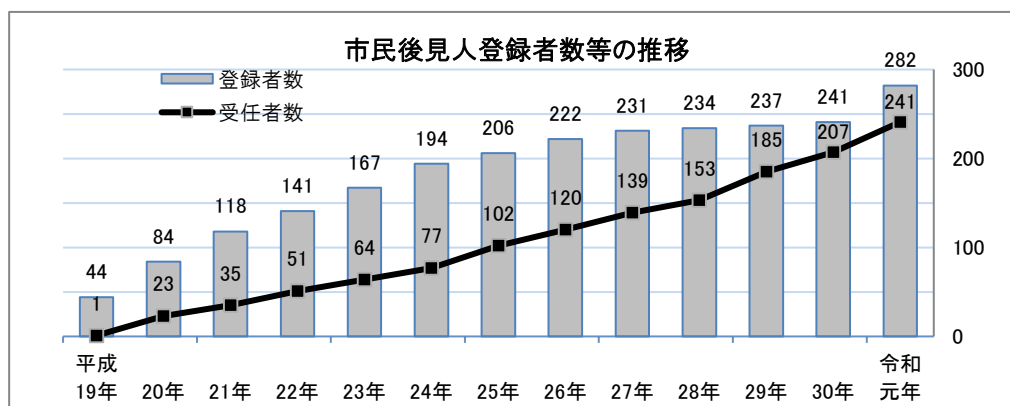
(1) 現状と課題 ● ● ● ● ● ● ●

成年後見制度とは、認知症高齢者や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人に対し、法的に権限を与えられた成年後見人等が、本人に代わって福祉サービスの利用契約や適切な財産管理を行うことで、その人の生活を支援する制度です。

法定後見制度は、対象者の判断能力の程度に応じて、判断能力が欠けているのが通常の状態である「後見」、判断能力が著しく不十分である「保佐」、判断能力が不十分である「補助」の三つの類型に分かれていますが、現状では「保佐」「補助」の利用が少なく、「後見」が大半を占めており、社会生活に大きな支障が生じるまでの間に制度が利用されていないことや、財産管理を中心とした支援となっており、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用となっていること等が課題となっています。

大阪市では、平成 12 年の成年後見制度開始以降、市長申立事務を各区保健福祉センターで実施するとともに、「成年後見制度利用支援事業」として、市長申立事案における申立費用および後見人報酬の助成を行っており、令和 2 年度からは、後見人報酬の助成対象を本人及び親族等による申立事案にも拡大しました。

さらに、平成 19 年 6 月に、大阪市成年後見支援センター（以下「後見センター」という。）を開設し、制度に関する広報啓発・関係機関との連携等を行うとともに、制度利用に関する専門的な支援や、第三者後見人の新たな担い手としての市民後見人の養成、支援について積極的に取り組んできました。



出典：大阪市福祉局

平成 28 年 5 月、促進法が施行され、国において成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められるとともに、地方公共団体に対しても、本制度の利用の促進に向けて自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務が定められました。市町村は成年後見制度利用促進基本計画（以下「国計画」という。）を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村計画」という。）を定めることが努力義務であると促進法で規定しています。

大阪市では、後見センターを中核機関として広報・相談・制度利用促進・後見人支援等の各機能を充実し、国計画の目標の一つである「権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築」のためのしくみ作りを進めます。

（２）取り組み目標 ● ● ● ● ● ● ●

成年後見制度の利用促進のために、平成 30 年度から 3 か年の予定で「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築を進めています。後見センターを中核機関として、専門職団体・関係機関が連携協力する「協議会」を設置・運営し、本人を中心とする「チーム」を支援するしくみを整備します。

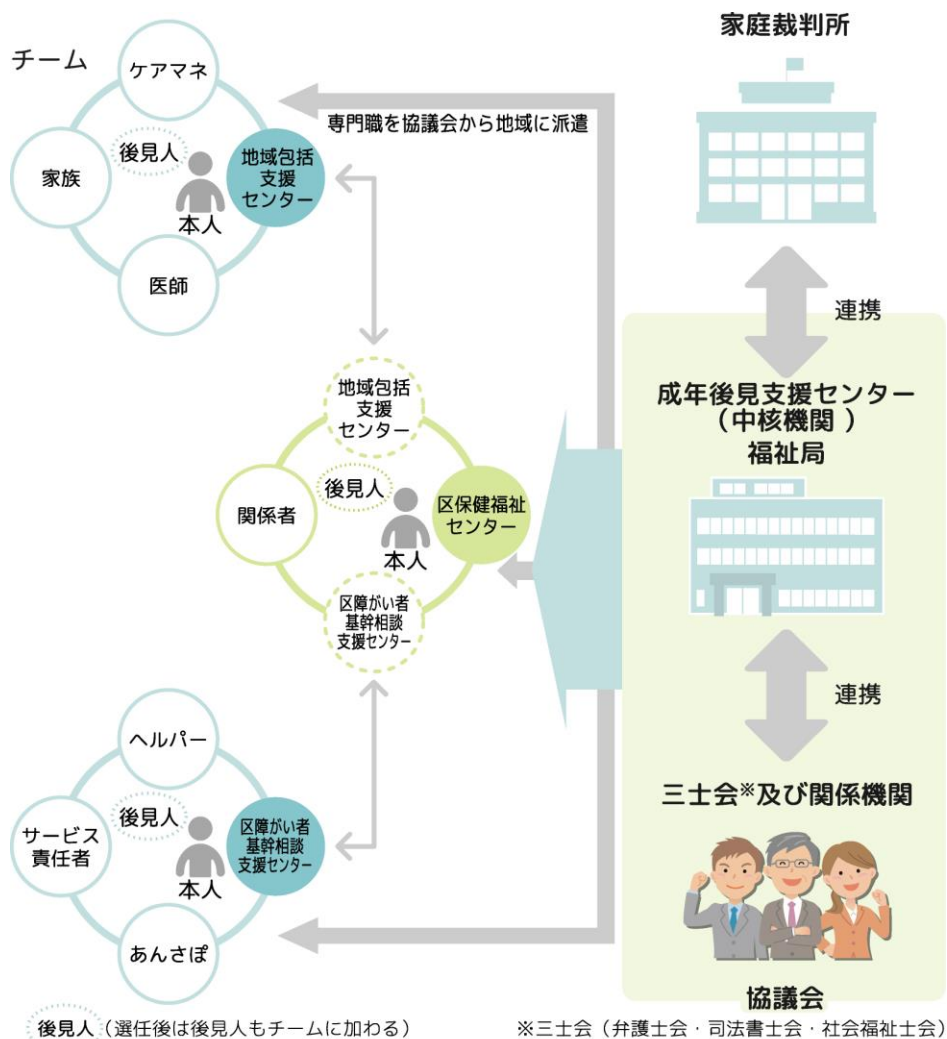
また、今後、権利擁護支援を必要とする人がますます増加することに対応するため、市民として地域で後見活動を行う「市民後見人」の養成・支援の強化などに取り組みます。

① 地域連携ネットワーク構築の推進

地域全体の見守り活動の中で、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し必要な支援に結びつけることが重要です。大阪市内には、権利擁護の身近な相談窓口として、区保健福祉センターをはじめ、地域包括支援センター（ランチ含む）、区障がい者基幹相談支援センター、地域活動支援センター（生活支援型）など多くの相談支援機関が存在します。これらの相談支援機関が権利擁護支援を必要とする人を発見し、本人を中心とする「チーム」を形成し、権利擁護支援にあたります。成年後見人等が選任された後も本人支援が必要な場合は、後見人とともにチームとして支援を行います。

平成 30 年度以降、後見センターを地域連携ネットワークの中核機関として、法律・福祉の専門職団体や関係機関による「協議会」を運営し、本人を中心とする「チーム」を支援するとともに、専門職団体、家庭裁判所等関係機関と連携協力し、制度の利用促進に努めます。

大阪市における権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ



② 成年後見制度の普及啓発の推進

本人の意思決定を支援しながら、生活の質の向上のために財産を積極的に利用することも成年後見制度で実現できることであり、制度利用のメリットでもあります。また、判断能力の低下の比較的早い段階から制度を利用し、保佐人・補助人が人生の伴走者として本人の心身の状況変化に寄り添いながら、自分らしい生活を実現するという制度利用の方法もあります。

さらに、近年、社会問題化している消費者被害から、判断能力が低下した人を守ることもになります。

一方、現在の成年後見制度は、成年被後見人等の権利の一部が制限されたり、一旦利用を開始すると中止できない制度となっています。

普及啓発にあたっては、成年後見制度の理念はもとより、制度内容について、丁寧な説明に努めます。

また、自分自身で成年後見制度の利用を決定し、申し立てを行う「本人申立」を推進することは制度理念の実現のために不可欠であり、任意後見、保佐・補助類型も含めた成年後見制度の早期利用を促進します。

③ 市民後見人の養成・支援

大阪市では市内在住又は在勤で、一定の研修を受講した人を市民後見人候補者としてバンク登録し、家庭裁判所からの選任を受けて無報酬で活動する「市民後見人」を養成しており、令和2年7月現在249人をバンク登録しています。今後高齢化の進展が見込まれ、市民としての特性を生かし地域において後見活動を行う市民後見人活動の需要は、さらに高まるものと考えています。

市民後見人のバンク登録者を増やすため、市民後見人の活動を広く周知することにより知名度を向上させるとともに、一人でも多くの市民にご協力を得ることができるよう養成方法（養成会場やカリキュラム）を工夫します。また、市民後見人は身近な地域におけるきめ細かな見守りや訪問活動を前提としていることから、市内全域に分散することが望ましいと考えています。

市民後見人の活動は、判断能力が不十分な人の生活を支援するという直接的な効果だけでなく、ボランティア精神に基づく地域福祉活動の一つとして、住民主体の福祉コミュニティづくりにつながるという間接的な効果が期待できるものです。

身上監護を中心とする市民後見人の活動を拡大するとともに、その活動をサポートする中核機関の機能充実を図ります。

具体的な指標	2017(平成 29)年度 の取り組み状況	2018(平成 30)年度 目標	2020(平成 32)年度 目標
市民後見人バンク 登録者数（年度 末時点）	234 人	250 人	300 人
市民後見人の受 任者数（年度末 時点）	153 人	180 人	220 人

※ 2017（平成 29）年度の取り組み状況の実績数値については、2016（平成 28）年度末時点